

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

- ◇ 告 示
- 解除予定の保安林
- 土地改良区の解散
- 町営土地改良事業計画の認可
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字野原字山本三〇〇の二、三〇一の二

(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字円城谷三一九五の一

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十九号

鳥取市東里仁土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十号

昭和四十二年七月十五日付けで江府町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年一月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十一号

昭和四十二年七月二十四日付けで江府町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年一月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十二号

昭和四十二年十一月三十日付けで関金町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年一月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十三号

昭和四十二年十一月三十日付けで関金町長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年一月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、北条川土地改良区の定款の変更を昭和四十三年一月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原二丁目 一〇九番地	鳥取市田島 字岸ノ下三三の二、 三三の二	幅員 四・五〇 メートル
田 中 宣 二	字桶の詰三〇の三 一〇Rの一	延長 五〇〇・四〇 メートル
"	字四ツ折田一五の四 一五の二の一部	
"	一六の一四	
"	字土手の内一三の二 一三のハの一部	
"	一三のハの一部	
"	字鎮場田三三の四 三三の五	

鳥取県告示第四十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

字土手の内一畝の一地先水路
字鎮場田三畝の四
字草器田三畝の一
字四ツ折田一畝の四
字土手の内一尺の二地先農道
字楠の詰三九の一
三〇の三
字土手の内一畝の一地先農道の一部
一畝の二
字四ツ折田一畝の二
字岸の下三六の二地先農道

申請人の住所及び氏名 鳥取市吉方一三〇の二二 大久保 敏子	道路の位置の指定場所 鳥取市吉方一三〇の二二 一三〇の二六 一三〇の二〇 一三〇の二二 一三〇の二二 一三〇の二地先水路 一三〇の二二	道路の幅員及び延長 幅員四・〇〇メートル 延長七二・五〇メートル
-------------------------------------	--	--

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む）】